

一関市医療と介護の連携連絡会開催要領（案）

（目的）

第1 医療と介護の連携に関する課題解決のための方策や具体的事例の検討、医療従事者と介護従事者が相互に必要な知識・技術の習得などを通じ、医療と介護の円滑な連携を深め、地域住民への医療・介護サービスの適切な提供に努めることを目的とし、一関市医療と介護の連携連絡会（以下「連絡会」という。）を開催する。

（協議事項）

第2 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）医療と介護の連携に関する事項。
- （2）その他保健及び医療・介護に関する事項。

（組織）

第3 連絡会は、別表に定める機関で組織する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、連絡会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（会議）

第4 連絡会は、必要に応じて市長が招集する。

（幹事会）

第5 連絡会の具体的な活動内容の検討や構成機関間の連絡調整などを行うため、幹事会を設置する。

（庶務）

第6 連絡会の庶務は、健康づくり課において処理する。

（その他）

第7 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年2月10日から施行する。

附則

この要領は、平成24年8月8日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年6月18日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月15日から施行する。

別表 構成機関

一関市医師会
一関歯科医師会
一関薬剤師会
岩手県看護協会一関地区支部
岩手県立磐井病院
岩手県立千厩病院
一関市国民健康保険藤沢病院
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター
一関在宅緩和支援ネットワーク（IZAK）
西部地域居宅介護支援事業所協議会
東部地域居宅介護支援事業所協議会
訪問看護事業所
一関市社会福祉協議会
両磐ブロック高齢者福祉協議会
一関保健所
県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課
一関地区広域行政組合
西部地域包括支援センター
東部地域包括支援センター
一関警察署
千厩警察署
一関市消防本部
平泉町
一関市

幹事会規約（案）

（設置）

第1 一関市の医療と介護の連携連絡会の所掌事務のため、幹事会を設置する。

（任務）

第2 幹事会は次に掲げる事項を行う。

- （1）事例検討会、医療・介護知識の勉強会、医療・介護技術の勉強会。
- （2）その他医療と介護の連携に関する事項。

（組織）

第3 幹事会は、別表に定める機関からの推薦を受けた者をもって構成する。

（任期）

第4 幹事の任期は、2年とする、ただし、補欠幹事の任期は、前任者の在任期間とする。

（幹事長）

第5 幹事会に幹事長を置き、幹事が互選する。

- 2 幹事長は、会務を総理する。
- 3 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名した幹事が、その職務を代理する。

（会議）

第6 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

- 2 会議は、原則として公開とする。

（補則）

第7 この規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、公布の日から施行する。

附則

この要領は、平成24年8月8日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年6月18日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月15日から施行する。

別表 構成機関

一関市医師会
一関歯科医師会
一関薬剤師会
岩手県看護協会一関地区支部
岩手県立磐井病院
岩手県立千厩病院
一関市国民健康保険藤沢病院
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター
一関在宅緩和支援ネットワーク（IZAK）
西部地域居宅介護支援事業所協議会
東部地域居宅介護支援事業所協議会
訪問看護事業所
一関市社会福祉協議会
両磐ブロック高齢者福祉協議会
一関保健所
県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課
一関地区広域行政組合
西部地域包括支援センター
東部地域包括支援センター
一関警察署
千厩警察署
一関市消防本部
平泉町
一関市

具体的な活動内容

1 内 容

幹事会（事例検討会、医療・介護知識の勉強会、医療・介護技術の勉強会）を組織し、定期的活動を実施する。

(1) 事例検討会の実施

【事例検討会の内容の例】

- ・医療側と介護側の連携の在り方の認識の違いを知る
- ・患者の退院支援過程について
- ・ケアマネジャーが病院関係者から言われたことで凹んでしまった事例を考える

(2) 医療・介護知識の勉強会の実施

【勉強会の内容の例】

- ・医療関係者に理解してほしい介護報酬の勉強会
- ・介護関係者に理解してほしい診療報酬の勉強会
- ・医療関係者に理解してほしい介護知識の勉強会
- ・介護関係者に理解してほしい医療知識の勉強会

(3) 医療・介護技術の勉強会の実施

【勉強会の内容の例】

- ・たん吸引
- ・経管栄養
- ・酸素療法

2 医療と介護の連携連絡会構成機関

一関市医師会

一関歯科医師会

一関薬剤師会

岩手県看護協会一関地区支部

岩手県立磐井病院

岩手県立千厩病院

一関市国民健康保険藤沢病院

岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター

一関在宅緩和支援ネットワーク（IZAK）

西部地域居宅介護支援事業所協議会

東部地域居宅介護支援事業所協議会

訪問看護事業所

一関市社会福祉協議会

両磐ブロック高齢者福祉協議会

一関保健所

県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課

一関地区広域行政組合

西部地域包括支援センター

東部地域包括支援センター

一関警察署

千厩警察署

一関市消防本部

平泉町

一関市

3 幹事会構成機関

下記機関からの推薦を受けた者をもって構成する。

一関市医師会
一関歯科医師会
一関薬剤師会
岩手県看護協会一関地区支部
岩手県立磐井病院
岩手県立千厩病院
一関市国民健康保険藤沢病院
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター
一関在宅緩和支援ネットワーク（IZAK）
西部地域居宅介護支援事業所協議会
東部地域居宅介護支援事業所協議会
訪問看護事業所
一関市社会福祉協議会
両磐ブロック高齢者福祉協議会
一関保健所
県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課
一関地区広域行政組合
西部地域包括支援センター
東部地域包括支援センター
一関警察署
千厩警察署
一関市消防本部
平泉町
一関市

4 参集範囲

病院関係者（医師・看護師・MSW・その他専門職）
地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
訪問看護ステーション
社会福祉関係団体
行政機関
会の趣旨に賛同し、医療と介護の連携を考えてみたい方
ボランティア団体（医療・介護関係）